

## 川崎市市民活動コーナー利用研究会則

(名称)

第1条 本会は、川崎市市民活動コーナー利用研究会（以下「利用研究会」という。）と称する。

(目的)

第2条 この利用研究会は、市民活動を促進するため、川崎市市民活動コーナー（以下「コーナー」という。）を市民主体で運営することを目的とする。

(事業)

第3条 この利用研究会は、前条の目的を達成するため、次の事項を行う。

- (1) コーナーの施設運営に関する事項
- (2) コーナーの利用に関する事項
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 利用研究会は、コーナーに利用登録をしている団体の代表者等により構成され、次の会議を置く。

- (1) 年度計画および予算決算について討議する総会
- (2) コーナーの運営等に関することを討議する運営委員会

(役員)

第5条 この利用研究会に、次の役員を置く。

代表世話人 1名  
世話人 2名  
会計 1名  
会計監事 1名

- 2 役員は、構成員の互選とし、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 役員が欠けた場合における補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務等)

第6条 代表世話人は、会務を総理し、この会を代表する。

- 2 世話人は、代表世話人を補佐する。
- 3 代表世話人に事故があるときは、世話人がその職務を代行する。
- 4 会計は、この利用研究会の会計事務を処理する。
- 5 会計監事は、この利用研究会の会計の状況を監査する。

(会計)

第6条の2 本会議の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会議)

第7条 この利用研究会は、代表世話人が招集し、議長となる。

(庶務)

第8条 この利用研究会の庶務は、川崎市役所まちづくり推進部地域振興課において処理する。

(雑則)

第9条 この会則に定めるもののほか、この利用者会議の運営に関し必要な事項は、代表世話人が定める。ただし、重要な事項は、利用者会議に諮らなければならない。

附則

この会則は、平成15年6月12日から施行する。

附則

この会則は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この会則は、平成22年5月12日から施行する。

附則

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この会則は、平成25年5月13日から施行する。

附則

この会則は、平成27年5月19日から施行する。